

新居浜市で新たに創業しようとする方を応援します！

新居浜市創業支援補助金

1 補助金交付対象者

市内に事業所を有する銀行等から創業に係る融資を受けた中小企業者であり、市内で新たに事業を開始した方であって、次の要件に該当する方。

- ア 市内に住所を有する個人又は市内に本店を有する法人であること。
- イ 市税を完納していること。
- ウ 市内に事業所等を設置し、又は設置しようとしていること。ただし、仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でないものを除く。
- エ この補助金又は国等の創業支援に関する補助金の交付を受けていないこと、又は受ける予定がないこと。
- オ 他の者が行っていた事業を継承して行う事業ではないこと。
- カ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業ではないこと。
- キ 代表者が女性であること。（女性創業支援事業の場合のみ）
- ク 県外から転入し、創業の日が転入日から12月以内であること。（転入者創業支援事業の場合のみ）

2 補助対象経費等

事業区分 (補助率、限度額)	補助対象経費	内容
(1) 創業支援事業 補助率 1/2、限度額 30万円	事業拠点費	事業所等の家賃（敷金及び礼金は除く）及び不動産購入費
	設備費	事業所等の改造、改装等に要する経費及び建物と一体となって機能する設備費
	機械器具費	パソコン、プリンタ、ファクシミリ、コピー機、エアコン、業務用冷蔵庫、作業機械、車両等の機器、備品類等（中古品は対象外、備品は単価3万円以上の物）の購入費
		広告宣伝費
	申請手数料等	官公庁への申請書類作成等に係る経費
	生活拠点費	住居の家賃（敷金及び礼金は除く）及び不動産購入費
	移転料	転入者創業のために必要な転居費用（同居する家族の転居費用を含む）
(2) 女性創業支援事業 補助率 1/2、限度額 50万円		
(3) 転入者創業支援事業 補助率 1/2、限度額 100万円		

※「生活拠点費」「移転料」が補助対象経費になるのは、転入者創業支援事業補助金のみ。

※補助対象経費は、創業の日の180日前の日から創業の日の180日後の日までの支払い分とする。

3 申請方法

創業の日から1年以内に「新居浜市創業支援補助金申請書」に必要書類を添えて申請してください。

申請書提出・お問い合わせ先

新居浜市 経済部 産業振興課
新居浜市一宮町1-5-1(新居浜市役所4階)

TEL 0897-65-1260

FAX 0897-65-1305

【参考】対象業種一覧

別表第1（第2条関係）

新居浜市中小企業振興条例施行規則
昭和59年10月1日規則第38号

（平20規則28・全改）

大分類	中分類	備考
鉱業、採石業、 砂利採取業		
建設業		
製造業		
電気・ガス・熱供給・ 水道業		
情報通信業		
運輸業、郵便業		
卸売業、小売業		代理商、仲立業は対象外とする。
金融業、保険業	保険業（保険媒介代理業、 保険サービス業を含む。）	保険媒介代理業
不動産業、 物品賃貸業		
学術研究、 専門・技術サービス業	専門サービス業（他に分類され ないもの）、広告業、技術サー ビス業（他に分類されないもの）	法律事務所、興信所は対象外とする。
宿泊業、 飲食サービス業		
生活関連サービス業、 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、 その他の生活関連サービス業、 娯楽業	興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、 競技団、遊戯場、その他の娯楽業は 対象外とする。
教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業	学習塾、教養・技能教授業
サービス業 （他に分類されない もの）	廃棄物処理業、自動車整備業、 機械等修理業、職業紹介・ 労働者派遣業、その他の事業サー ビス業	

注 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」及び同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」の事務所は対象外とする。